

災害時等における協力体制に関する協定書

令和４年１２月

旭 川 市

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

旭川西ロータリークラブ

災害時等における協力体制に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び旭川西ロータリークラブ（以下「丙」という。）は、災害時等における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

- 第2条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙又は丙に対し、協力を要請することができる。
- 2 乙は、災害時等において、必要があると認めるときは、丙に対し、協力を要請することができる。
- 3 前2項の要請を受けた者は、その要請に対し、可能な範囲で協力するものとする。

（協力内容）

- 第3条 前条第1項により要請する協力の内容は、次に掲げる事項とする。ただし、第2号の要請は丙のみに行う。
- (1) 被災者の生活支援に関すること。
- (2) 避難所及び被災者への食料、衣料その他の生活関連物資（以下「応急生活物資」という。）の供給に関すること。
- (3) その他、防災・減災及び災害対応に関すること。
- 2 前条第2項により要請する協力の内容は、次に掲げる事項とする。
- (1) 災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を運営するために必要な資機材等の確保
- (2) センターを運営するためのスタッフの確保
- (3) 被災情報、ボランティアニーズ等の情報収集
- (4) その他センターの円滑な活動に必要な支援

(応急生活物資)

第4条 前条第1項第2号の応急生活物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

2 丙は、可能な範囲で応急生活物資を甲に供給するものとする。

(供給の手続)

第5条 甲は、応急生活物資の供給を要請するときは、応急生活物資供給に関する要請書（別紙様式1）を丙に提出するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で要請できるものとし、速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 丙は、要請のあった応急生活物資を供給したときは、速やかに応急生活物資供給完了報告書（別紙様式2）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第3号の協力に要した費用については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。
- (2) 第3条第1項第2号の協力に要した費用は、甲が負担する。
- (3) 第3条第2項各号の協力に要した費用は、甲と乙が別に定める災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定第9条第1項により甲が負担するものを除き、丙が負担する。

2 前項第2号の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲と丙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 前条の規定により決定した費用のうち甲が負担するものは、乙又は丙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに費用を乙又は丙に支払うものとする。

(平常時における体制整備)

第8条 甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、防災訓練、防災に係る情報交換等の連携強化に努めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも解除又は変更の申出がないときは、効力が1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年12月26日

甲 旭川市
旭川市長 今津寛介

乙 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール内
社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
会長 大沼克己

丙 旭川市常盤通1丁目道北経済センタービル2階
旭川西ロータリークラブ
会長 佐藤友泰

応急生活物資供給に関する要請書

災害時等における協力体制に関する協定第 5 条第 1 項に基づき、次表の応急生活物資の供給を要請します。

旭川西ロータリークラブ

様

旭 川 市 長

品 名	規 格	数 量	単 位	備 考

納品希望日時	月 日 時 分	引渡し場所	
要請担当課	部 課 担当者氏名 (電話) (FAX)		
受領確認者	部 課 担当者氏名		

応急生活物資供給完了報告書

旭川市長 様

旭川西ロータリークラブ

災害時等における協力体制に関する協定第 5 条第 2 項に基づき、次表のとおり応急生活物資の供給が完了しましたので報告します。

品 名	規 格	数 量	単 位	引 渡 し 日	引 渡 し 場 所

納品日時	月 日 時 分	引 渡 し 場 所	
------	---------	-----------	--

別表

災 害 時 等 応 急 生 活 物 資

区 分		品 目
食 料 品	主 食	米，パン，めん類，弁当，おにぎり，インスタント食品，レトルト食品（ご飯），粉ミルク，離乳食など
	副 食	肉，野菜，魚，缶詰，惣菜（漬物，梅干し，のり，つくだ煮など），豆腐など
	調 味 料	味噌，醤油，塩，砂糖，ソース，化学調味料，バター，マーガリン，ジャムなど
	そ の 他	果物
飲 料 品		ミネラルウォーター（ペットボトル） ウーロン茶，緑茶（ペットボトル） 牛乳，コーヒー，紅茶など
生活物資	寝 具 類	毛布，寝具，寝袋，タオルケットなど
	衣 料 品	下着，靴下，防寒服，雨具など
	日用品等	ほ乳ビン，紙おむつ，おむつカバー，生理用品，石鹸，洗剤，歯ブラシ，歯磨き粉，シャンプー（ドライシャンプーを含む。），トイレットペーパー，ティッシュペーパー，ウェットティッシュ，洗面用具，裁縫セット，掃除用具，タオル，なべ，やかん，バケツ，食器類，アルミホイル，ラップ，使い捨て食器，割り箸，スプーン，缶切り，ライター，懐中電灯，乾電池，ポリバケツ，ポリタンク，ビニールシート，ブルーシート，使い捨てカイロ，体温計，マスク，うがい薬，消毒液，蚊取り線香，シューズなど
	学用品等	文房具，カバン，シューズなど
	燃 料 等	卓上ガスコンロ，カートリッジガスボンベなど

※災害時等の応急生活物資は，おおむね上記の品目を基準とし，災害の規模などの状況に応じて調達する。

※災害時等の応急生活物資の品目は，上記の他に甲，乙及び丙が協議の上，その都度指定できるものとする。